

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 鹿児島市下福元町字金見山1987番地
氏名 鹿児島県リサイクル株式会社
(法人にあっては名称 代表取締役 照屋 巧
及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた
者であることを証する。 ~~第14条の2第1項~~

鹿児島市長 下 鶴 隆 央



許可の年月日 令和 4年10月17日
許可の有効年月日 令和 9年10月16日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類

石綿含有産業廃棄物であるものを含むもの	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む）、がれき類、以上5種類
石綿含有産業廃棄物であるものを除くもの	ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む）、木くず、燃え殻、以上4種類
	上表に記載する全9種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (積替え保管を含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地	面積	産業廃棄物の種類	保管上限	積上げの高さ
鹿児島市下福元町 1990番1	27.3 m ²	紙くず、繊維くず、以上2種類	7.0 t	倉庫内保管 3.0m
鹿児島市下福元町 1987番1	84.7 m ²	廃プラスチック類、ゴムくず、 ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず、以上3種類	51.0 t	2.0m
鹿児島市下福元町 1989番1	30.0 m ²	金属くず、以上1種類	34.0 t	2.0m

3. 許可の条件
無し

(裏面につづく)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年12月12日	変更届 (理事長の変更)
平成16年1月6日	変更許可 (積替え保管施設の追加及び取扱品目の追加: 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、以上5種類)
平成16年11月16日	変更届 (理事長の変更)
平成19年3月20日	変更届 (法人の組織変更)
平成19年9月6日	変更届 (積替え保管場所の所在地の変更)
平成19年10月23日	更新許可
平成20年11月4日	変更届 (代表取締役の変更)
平成24年4月9日	変更届 (積替え保管場所の所在地と保管上限の変更)
平成24年10月26日	更新許可
平成25年11月12日	変更届 (代表取締役の変更)
平成29年10月2日	更新許可
令和4年10月4日	変更許可 (取扱い品目の追加: 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む)、がれき類、以上5種類は石綿含有産業廃棄物であるものを含む、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む)、燃え殻、以上7種類)
令和4年10月4日	更新許可
令和5年11月9日	変更届 (代表取締役の変更)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無し